

発議第 1 号

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和 4 年 12 月県条例第 33 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 30 条」を削り、同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「以下この条」を「第 3 項」に改め、同条第 2 項第 1 号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第 19 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 59 条において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章及び第 59 条において」を削る。

第 33 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 59 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 59 条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第 64 条から第 67 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 10 項及び第 12 条第 5 項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 64 条から第 67 条までの改正規定及び次項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

2 前項第 2 号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 18 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 榎 津 博 士

提 案 理 由

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、必要な改正を行うため提案するものである。